

「パートナーシップ構築宣言」

当社はサプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことによりサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先とのテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「復興基準の」遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業復興法の基づく「復興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面による明示・交付を行います。

② 手形など支払い条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形を払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払いサイトを60日以内とするように努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的機密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

⑤ その他

取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で 50/50（フィフティ・フィフティ）とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明致します。

令和 6 年 3 月 2 日

株式会社エム・アンド・エム

代表取締役 松井淳